

# 性暴力をなくすために、地域ができること

## ～福岡県性暴力根絶条例をもとに考える～

日 時：2020年10月11日（日） 13時30分～15時30分

会 場：長崎県勤労福祉会館 4F （長崎市桜町9-6）

講 師：世良洋子弁護士（福岡県弁護士会）



入場無料・予約不要・どなたでも参加できます



\*新型コロナウイルス感染症対策のため、次の対応へのご理解・ご協力をお願いします。

①マスク着用、②受付時の氏名・連絡先の記入、③体調不良時の参加はご遠慮ください。

\*新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、会場でのオンライン講演とさせていただきます。



近年、女性への暴力、特にDVや性暴力などが女性の人権侵害の問題として議論されるようになりました。

福岡県では2019年3月1日に全国に先駆けて「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（性暴力根絶条例）」が制定され、性暴力の根絶および被害者の支援に関する施策を規定しました。

その条例制定の中心的役割を果たした世良洋子弁護士に、条例の内容、その意義、また制定の道のりを話していただきます。長崎においても性暴力を防止するためにどうしたらよいか、参加者みんなで考えましょう。

※上記の条例は、福岡県議会事務局ホームページにアップされています。

### 世良洋子弁護士 プロフィール

野中・西村法律事務所  
福岡県弁護士会所属

#### ○役職

日本弁護士連合会 犯罪被害者支援委員会 事務局次長  
福岡県弁護士会 犯罪被害者の支援に関する委員会・  
両性の平等委員会 委員  
福岡県性犯罪防止検討有識者会議 委員（2014年）  
犯罪被害者支援条例を考える会・福岡（2017年～）  
福岡県性暴力対策検討会議 委員（2019年）

#### ○経歴

1997年 九州大学法学部法律学科卒  
2003年 弁護士登録（福岡県弁護士会）



<主催> ながさき女性・団体ネットワーク

E-mail : [ngswomannet@gmail.com](mailto:ngswomannet@gmail.com)

Facebook : <https://www.facebook.com/ngswomannet>

<事務局・連絡先> 長崎市市民生活部人権男女共同参画室

TEL : 095-826-0026